

緊急捕獲事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、主に河川敷等に生息するニホンジカによる農作物被害対策を推進するため、中央線沿線の市等（以下「事業実施主体」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 前条に規定する事業（以下「補助対象事業」という。）及びこれらに対する補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第4条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときはすみやかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を事業実施主体に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

（補助金の交付の条件）

第5条 この補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、別表に定める軽微な変更についてはこの限りではない。
- （2） 補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- （3） 補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（補助金の交付）

第6条 補助金は、精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払により交付することができる。

2 事業実施主体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 事業実施主体は、令和7年12月末日現在の補助対象事業の遂行状況を、事業遂行状況報告書（様式第5号）により知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式、提出期限)

第8条 事業実施主体は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助対象事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 補助対象事業が完了しない場合において補助金の決定に係る県の会計年度が終了したときは、事業実施主体は、交付決定をした年度の翌年度の4月10日までに当該年度に係る実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合は、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第8号）により事業実施主体に通知するものとする。

2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、事業実施主体が議決を必要とする場合その他やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、事業実施主体の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。

4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の処分の制限)

第10条 事業実施主体は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 事業実施主体は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第 1 1 条 事業実施主体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し補助対象事業完了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第 1 0 条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請（様式第 9 号）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(書類の提出)

第 1 2 条 この要綱により提出する書類は、正副 2 部を管轄する農務事務所に提出するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 1 月 7 日から施行する。

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別 表

事業実施主体	補助対象事業	補助対象経費	補助率	軽微な変更
中央線沿線の市又は市が構成員となる鳥獣被害対策を推進する協議会	主に河川敷等に生息するニホンジカが及ぼす農作物被害を軽減させるために行う以下の事業 ① 効率的に捕獲を行うために行う生息状況調査 ② ニホンジカを対象とした捕獲活動	事業に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料、その他知事が認めた経費	補助対象経費の 10 分の 10 以内	1 補助対象事業欄の各事業相互間において、いずれか低い額の 2 0 % 以内を増減させる場合 2 補助対象事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合 3 捕獲頭数の減少に伴い交付決定を受けた補助金の額を減額する場合

※捕獲報償費についてはニホンジカ 1 頭あたり 15, 000 円を上限とする。また、捕獲活動実施者へ日当を支払う場合は重複して支払うことはできない。